

国民健康保険税の納付書を発送します

令和7年中の所得を基礎として算定した国民健康保険税の納付書を、**6月中旬**に発送します。

【普通徴収とは】

納付書支払または口座振替により納付するもので、6月(第1期)～3月(第10期)の10回で1年間の国民健康保険税を納めることとなります。

納付月(普通徴収)									
6月 第1期	7月 第2期	8月 第3期	9月 第4期	10月 第5期	11月 第6期	12月 第7期	1月 第8期	2月 第9期	3月 第10期

【特別徴収とは】

年金からの天引きにより納付するもので、年金の支給月(偶数月)の年6回で1年間の国民健康保険税を納めることとなります。

※10月から新たに特別徴収に該当する世帯は、普通徴収の納付月は6月(第1期)～9月(第4期)までとなります。

国民健康保険税の納税義務者は、 国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主です。

世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいるときは、世帯主が擬制世帯主として納税義務者になります。納付書や通知書は、世帯主が国民健康保険に加入していなくても世帯主のお名前が届きます。

保険税の納付(普通徴収)は 口座振替で！

保険税の納付には、便利で安心な口座振替をご利用ください。毎月保険税を納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れの心配もありません。

【口座振替手続きに必要なもの】

- ①印かん(口座届出印)
- ②口座番号が確認できるもの(通帳など)

保険税は納期限内に納めましょう

保険税がきちんと納められていないと、医療費の確保ができなくなり、安心してお医者さん等にかかることができません。安心して医療を受けられるように、保険税を必ず納めましょう。



●問い合わせ / 健康推進課 国保年金班 ☎0972-82-4111(内線131)